

フランスの電気電子機器廃棄物(WEEE) に関する規制の運用開始

はじめに

フランス政府は、EUの電気電子機器廃棄物(WEEE)に関する規制、及び電気電子機器含有有害物質に関する規制(RoHS)の国内法制化のため、法令(2005年12月30日成立の環境法一部改正法、2005年7月20日付公布の政令、及び同政令に基づく省令)を制定するとともに、実運用を開始するための準備を行っている。特にWEEE規制に関しては、他の多くのEU加盟国と同様、EU委員会が予定した期日(2005年8月13日)よりも運用開始が遅れ、段階的に運用を始める状況となったが、2006年11月15日をもって全ての規定が運用されることとなった。本稿では運用に関し、最近確定した事項を中心にまとめる。

エコ・オーガニズム及び調整機関の認可

(1) エコ・オーガニズム

エコ・オーガニズムは、製造者の委託を受け、家庭用電気電子機器廃棄物の処理(分別、有効利用又は破壊)を行う組織である。エコ・オーガニズムは処理能力や財務能力等について政府の審査を受け、認可を受けることとされている。環境省は、エコ・オーガニズムを審査するに際し「電気電子機器廃棄物に関する諮問委員会」を設置した(後述)。同諮問委員会は、2006年6~7月に、申請のあった4機関(Eco-Systeme、EcoLogic、ERP、RECYLUM)について審議を行い、いずれも認可を認める決議を行った。これを受け政府は2006年8月12日付公布の省令により4機関を認可した。4機関のうち、RECYLUMは照明器具カテゴリーの製品のみ、その他の3機関は照明器具以外の全カテゴリーの製品を扱う。認可期間は2006年11月15日から2009年12月31日までとされ、更新を希望する場合は期限終了3ヵ月前までに更新申請を行うこととされている。

(2) 調整機関

調整機関は、地方自治体と交渉して契約を結び、家庭用電気電子機器廃棄物の選別回収に関する地方自治体の追加費用を負担する組織である。調整機関も、エ

コ・オーガニズムと同様、政府の審査を受け認可を受けることが必要とされている。

製造者、地方自治体等のステークホルダーの間では調整機関を1機関とすることを希望する声が強かったことから、4つのエコ・オーガニズムが共同出資して「OCDEEE」を設立することとした。「電気電子機器廃棄物に関する諮問委員会」は2006年7~9月に「OCDEEE」の申請について議論を行い、調整機関の認可を認める決議を行った(これを受け、近く政府は認可省令を公布する予定)。

電気電子機器廃棄物に関する諮問委員会

環境省は2006年6月に「電気電子機器廃棄物に関する諮問委員会」を設置した。同委員会は、政府がエコ・オーガニズムや調整機関の審査を行う際に政府に対して意見を述べる役割を有する。下に示す団体の26名の正メンバー(及び同数の副メンバー)により構成され、委員長はミシェル・ブルギャン氏(イル・サン・ドニ市長)が務める。

地方自治体代表

AMF(フランス市町村長会)、ADF(フランス県連合会)

電気電子機器製造事業者代表

SIMAVELEC(AV電子機器製造者団体)、GIFAM(白物家電製造者団体)、Syndicat de l'Eclairage(照明組合)、Alliance TICS(情報通信機器製造者団体)、FICIME(電気電子機器の国際企業団体(副メンバーは日本貿易振興機構(ジェトロ)パリセンターの肩書も所有))

流通業界代表

PERIFEM(商業・流通技術協会)、FCD(商業・流通企業団体)、FENACEREM(電気・電子機器・家庭用機器小売事業者団体)

廃棄物処理・リサイクル関係業界代表

Veolia社、FEDEREC(リサイクル回収・有効利用に関する団体)

環境保護団体

FNE(フランス自然・環境)、Les Amis de la Terre(人類・環境保護協会)

消費者団体

CGL (住宅総合連盟)、CSF (家庭組合連盟)

社会福祉団体

EMMAUS、ENVIE (経済への同化のための新企業連盟)

政府機関

環境省、内務省、中小企業省、経済財政産業省、

ADEME (エネルギー管理庁)

登録簿への登録及び記載

フランスの電気電子機器廃棄物規制では、EU 指令に従い、政府関係機関の環境・エネルギー管理庁(ADEME)が登録簿を設け、製造者の登録及び製造者が報告する情報を記載することとしている。登録簿への登録手続及び記載内容を定めた省令は 2006 年 3 月 13 日付で公布され、同年 9 月 1 日に施行された。これらの登録、報告は、原則として電子的手段により行われる。

(1) 製造者登録簿への登録

省令施行の日(2006 年 9 月 1 日)から 3 カ月以内に、電気電子機器の製造者は次の登録事項を ADEME に届け出る。製造者は自ら、あるいはエコ・オーガニズムを通じて届け出ることができる。

- ・社名、住所及び企業台帳(SIREN)番号
- ・上市する予定の電気電子機器の種類
- ・電気電子機器廃棄物の処理に関する義務を履行する手段(加入するエコ・オーガニズム名、または独自の処理システム導入)

(2) 登録簿に記載される情報の報告

電気電子機器の製造者は、定期的に上市、回収及び処理の数量を ADEME に報告しなければならない。回収及び処理数量は、エコ・オーガニズムが製造者に代わって ADEME に報告する。経過措置として、2006 年分の情報は 2007 年 3 月 1 日までに報告することとされた。

上市数量

電気電子機器の製造者は、半期毎に、電気電子機器の種類毎の自らが上市した台数及びトン数を ADEME に報告する。上半期分はその年の 9 月 1 日までに、下半期分は翌年 3 月 1 日までに報告する。製造者は、家庭用・業務用の別、自社製造品・自社ブランドで販売する他社製造品の別、輸入品・国内製

品の別を明示する。

回収数量

電気電子機器の製造者は、半期毎に、自らが処理のために市場から回収し、あるいは回収させた電気電子機器廃棄物のトン数を ADEME に報告する。上半期分はその年の 9 月 1 日までに、下半期分は翌年 3 月 1 日までに報告する。家庭用電気電子機器廃棄物については、自治体経由、流通業者経由、製造者が設置した独自の回収システム経由を区分して、それぞれから回収されたトン数を報告する。

処理数量

電気電子機器の製造者は、各年 3 月 1 日までに、前年に処理された電気電子機器廃棄物のトン数を ADEME に報告する。その際、再利用、部品の再利用またはリサイクル、有効利用、及び破壊のそれぞれに供されたトン数を区別する。再利用に供された電気電子機器廃棄物の量は、個数としても示す。

また、フランス国内での処理と外国での処理を区分し、必要な場合には処理された国名を示す。

(3) 登録簿に記載された情報へのアクセス

登録簿に記載された情報は公開される。但し、各製造者の上市数量に関する情報は、当該製造者及び検査当局のみがアクセスできる。

ADEME は、半期毎の報告を踏まえ、家庭用電気電子機器の製造者に対し次の情報を伝達する。

- ・当該製造者が上市させたカテゴリ毎の電気電子機器の占有率
- ・当該製造者が処理し、または処理させたカテゴリ毎の電気電子機器廃棄物の占有率

ROHS 規制の適用除外用途の追加

EU の RoHS 指令に対応し、2006 年 7 月 1 日以降に市場に流通する電気電子機器への特定物質の含有が禁止された。2005 年 11 月 25 日公布の省令により、代替不可能な物質や少量、特殊用途に関する例外、条件(同省令公布時 16 項目)が規定されている。2006 年 7 月 6 日付公布の改正省令により、適用除外用途の追加 5 項目が示された。